

政策会議 議事概要

開催日	令和5年10月20日	場所	市役所本庁舎 4階庁議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p style="text-align: center;">宍粟市水道料金助成規則の一部改正について</p>		
総合計画での位置付け	<p>基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ②環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり 基本施策 【8】道路網・上下水道の整備・維持</p>		
総合戦略での位置付け	<p>【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進</p>		
現状	<p>コミュニティの活性化及びまちづくり活動に寄与することを目的に、平成24年1月利用分より、自治会管理施設における上下水道料金の超過料金分を減免し、自治会負担を基本料金のみとしている。 自治会管理施設とは自治会が維持管理を行っている集会所・消防詰所・公園・墓地・広場・地元が管理する神社等で、自治会が給水装置（水栓）を設置し、市に助成認定申請書を提出している施設全般を指し、令和5年8月時点で自治会の対象水栓は351件である。</p>		
課題	<p>自治会管理施設では、漏水が発生し被害が大きくなるといった事例が起こっており、区域によっては配水池の急激な低下による断水の可能性がある。 また、超過水量に対する助成内容のほとんどが漏水によるものであり、漏水を除くと超過料金を助成している施設は2.92%で、助成を受けている施設は限られている。</p>		
決定事項	<p>令和6年3月31日をもって自治会管理施設の上下水道料金の超過分の助成を廃止する。 なお、超過料金については本来の料金負担を求め、漏水分に関しては漏水減免による負担軽減により対応する。 各自治会への説明や方法については、チラシを作成して漏水減免の案内を含め周知するなど、理解が得られるよう検討する。</p>		